

# くじゅう地区管理運営協議会規約

## (名 称)

第1条 本会は、くじゅう地区管理運営協議会（以下「協議会」という）と称する。  
但、通称名称を「くじゅうファンクラブ」を使用する。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所を大分県玖珠郡九重町大字後野上 九重町役場 内に置く。

## (目 的)

第3条 協議会は、長者原ビジターセンター等施設の維持管理並びにくじゅう山群における自然環境保全活動及び利用者への適正な指導を行いくじゅう地区の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 長者原ビジターセンター等施設の管理運営
- (2) くじゅう山群及び長者原地区の自然環境保全活動
- (3) 公園利用者への情報提供
- (4) 登山道等の保全・維持管理作業
- (5) 公園利用者への適正な指導
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## (構 成)

第5条 協議会は、次の者をもって正会員とする。

環境省・大分森林管理署・大分西部森林管理署・大分県・九重町・竹田市・飯田高原観光協会・筋湯温泉観光協会・釜ノ口温泉観光協会・久住高原観光協会・長者原地区及びくじゅう山群に関係する個人又は団体

## (賛助会員)

第6条 協議会の目的に賛同する者を別途定める規程により賛助会員とすることができる。

## (役 員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
理 事	若干名
監 事	2名

- 2 会長は九重町長とし、理事及び監事は、正会員の中から互選により決定する。
- 3 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

#### (役員職務)

- 第8条 協議会役員は、それぞれ次の事務を所掌する。
- (1) 会長は、協議会を代表し会務を掌理する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
  - (3) 理事は、会務を執行する。
  - (4) 監事は、会務及び会計を監査する。

#### (幹事)

- 第9条 協議会の運営に関する業務を処理するため幹事を置く。
- 2 幹事は、正会員の中から役員会に諮り会長が委嘱する。

#### (顧問)

- 第10条 協議会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、役員会に諮り会長が委嘱する。

#### (事務局)

- 第11条 協議会の運営を円滑に行うため、事業を実施するため事務局を置く。
- 2 事務局長は、役員会に諮り会長が委嘱する。

#### (職員)

- 第12条 本会の業務を遂行するため、職員を置く。
- 2 職員は会長が任命する。
  - 3 職員は有給とすることができる。

#### (会議)

- 第13条 協議会の会議は、総会・役員会・幹事会とし会長が招集する。
- 2 総会は、毎年1回開催し会長が議長を務め予算・決算・事業計画・規約改正その他必要事項を決定する。
  - 3 役員会は、必要に応じて開催する。
  - 4 幹事会は、随時開催し会の活動を企画立案し審議する。

#### (会計)

- 第14条 協議会の経費は、次のものをもって充てる。
- (1) 会費、負担金及び助成金
  - (2) 寄付金
  - (3) その他の収入

#### (資産の管理)

- 第15条 協議会資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決による。

#### (会計年度)

- 第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

**(雑 則)**

第17条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

**(附 則)**

第18条 本規約は、昭和58年8月1日から施行する。

改正 平成16年5月21日

改正 平成17年6月 3日

改正 平成18年5月30日

改正 平成22年6月 1日

改正 平成28年5月31日

改正 平成30年5月28日